



彩の国
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

令和7年4月発行



熊本県で馬インフルエンザが発生！



令和7年4月8日、熊本県の馬（重種馬）飼養農場において、「馬インフルエンザ」の発生が確認されました。熊本県では4月17日時点で8農場（3市3郡23頭）、さらに北海道で4月25日に1農場（1市3頭）で発生が確認されています（いずれも重種馬で発生、軽種馬農場での発生は確認されていません）。

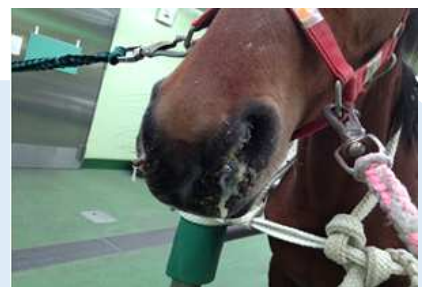
国内では2008年以来17年ぶりの発生です。

本病は急速な発熱や呼吸器症状を特徴とし、感染した馬の咳や鼻汁によって急速に拡散する恐れがあります。

馬飼養者の皆様におかれましては、改めて飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。

馬インフルエンザとは？

- ・馬インフルエンザウイルスによる感染症
- ・届出伝染病
- ・年齢や季節に関係なく発生する
- ・咳などで排泄されたウイルスを含む飛沫によって伝播する
- ・感染馬は1～3日の潜伏期間で40～41℃の高熱を呈し、激しい乾性の咳とともに多量の水様性の鼻汁を呈する
- ・二次感染がなければ2～3週間で回復する
- ・日本では不活化ワクチンが使用されている



農研機構ホームページ引用



引き続き以下の衛生管理をお願いします。



1. 馬飼養農場における発生予防

馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種の励行により本病の発生予防を図る。

2. 感染馬の早期発見

- (1) 飼養馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認した時は、ただちに獣医師に連絡する。
- (2) 獣医師は、本病が疑われる場合は家畜保健衛生所に連絡する。
または、簡易検査やウイルス遺伝子検査で陽性を確認した時は速やかに家畜保健衛生所に連絡する。
- (3) 本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養する。

3. 感染拡大の防止

馬インフルエンザが確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養される厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底する。また、周辺農場における監視の強化やワクチン接種の励行を図る。

馬インフルエンザを疑う症状が見られた場合は、当該馬を馬群から隔離し、獣医師又は家畜保健衛生所までご連絡ください。

埼玉県熊谷家畜保健衛生所

TEL：048-521-1274 FAX：048-526-1063

E-mail：k211274@pref.saitama.lg.jp